

インターネット上の



EU（欧州連合）では、ヘイトクライムにつながるSNS投稿やフェイクニュースなどの情報操作に対する規制を進めています。

※ヘイトクライム・・・人種、民族、宗教、性的指向、障がいなどを理由とした憎悪や偏見を動機とする犯罪

ドイツ「SNS対策法」（2018年本格運用）

ヘイトスピーチ（民衆扇動罪）などの違法投稿を公開した場合

大手のSNS企業には24時間以内の削除義務

違反したSNS事業者は

最大5000万ユーロ（約65億円）の過料

苦情処理は

相談窓口などの整備義務、半年ごとの（削除件数／内容等）報告義務

削除判断に悩んだときは

政府から独立した「認定自主機関」（FMS）に委ねる。



「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

日本国憲法第十四条

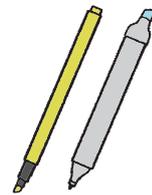
フランス「ヘイト・コンテンツ対策法」（2020年5月）

違法投稿、違反企業は

罰金最大125万ユーロ（約1億5千万円）

投稿者は

実刑最大1年又は最大200万円の罰金



ドイツなどのヨーロッパではインターネット上の人権侵害についてSNS企業に削除義務や多額の賠償金を課すなど企業の人権問題に対する社会的責任を重くとらえているね。

差別の解消に向けての法整備や被害者の救済をどう進めているかが問われているね。



プロバイダ責任制限法が改正され、発信者情報の開示手続きが簡素化されるようですが、個人で対応することはまだまだ難しい。相談窓口や専門の相談員が身近にいるといいね。

インターネットのマナーやルールも大切だけど、人権意識や差別に対する自分なりの行動を確かなものにするために、現実の具体的事例を通して学ぶ、学校での人権・同和教育や企業の研修、市民への啓発が大事だね。

インターネット上の人権侵害、差別扇動に対する適切な対策は世界共通の課題。先駆的な取り組みに学びたい。

憲法第14条には「差別されない権利」が書かれているけど、裁判では、プライバシーの侵害などでしか裁けない・・・。

人権侵害と法整備

2016年、「**部落差別解消推進法**」が制定された背景には、インターネット上で**部落差別**を助長する行為が続いていることがあります。また、「**ヘイトスピーチ解消法**」には、国会の**附帯決議**には、インターネット上の**ヘイトスピーチ**などの**解消**に向けた**施策**を実施することなどが述べられています。



※福岡県では、二〇一八年「福岡県人権教育・啓発基本指針」を改定し、人権教育や啓発を進めています。また、インターネットの掲示板などをモニタリングし、人権侵害や差別につながる書き込みを見つけたときは、法務局と連携して、プロバイダに対し、削除要請をしています。県民意識調査では、「インターネット等による人権侵害」への関心が大きく増えています。

和歌山県「**部落差別解消推進条例**」(2020年3月施行、同年12月改定)

- ネットを利用した**部落差別**の**禁止**
- プロバイダ**の**責務**
県等からの要請、自主規制による**部落差別投稿**の削除
部落差別情報の削除のための**ガイドライン**の策定、改定
部落差別を**禁止**する**広報活動**
- 部落差別**を行った者へ
説示→指導→勧告

群馬県「**インターネット誹謗中傷等の被害者支援等条例**」(2020年12月施行)

- 全国初**、**ネット中傷**の**被害者救済**の**条例**
- ネット誹謗中傷「**相談窓口**」を設置 (**3名**の**専門指導員**)
- 発信者情報開示手続きなどの**弁護士相談**
臨床心理士による**心理面**での**サポート**

「**川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例**」(2019年12月)

- 全国初**、**刑事罰**がある**差別禁止条例** (**差別**は**犯罪**)
- ヘイト判断**は**第三者機関**がする
- 刑事告訴**されると**罰金50万円以下**
- ネット差別投稿は**刑事罰**の**対象外**で**削除要請**



情報化社会が進むにしたがって、その匿名性、情報発信の容易さから、様々な人権問題が出てきています。インターネット上で人権侵害を受けた人は、一刻も早く、投稿を削除し、被害の拡散を防ぎたいと思うはず。また、二次被害を恐れてどこにも相談できずに、一人で思い悩む人たちもいます。

今、被害者の救済に配慮した実効性のある法整備が必要ではないでしょうか。社会が変わろうとするとき、社会を支える法もまた、確実にその現実に対応することが求められています。